

黒部市建設工事予定価格事前公表試行要領

平成19年11月 7日

黒部市告示第58号

(趣旨)

第1条 この要領は、黒部市が発注する建設工事に係る予定価格の事前公表の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「予定価格」とは、黒部市契約規則(平成18年黒部市規則第35号。以下「規則」という。)第28条第1項(規則第43条において準用する場合を含む。)の規定により予定された価格をいう。

2 この要領において「予定価格の事前公表」とは、予定価格を入札執行前に公表することをいう。

(予定価格の事前公表の試行)

第3条 市長は、入札手続及び契約手続の透明性及び公平性の確保に資することを目的として、黒部市建設工事に係る予定価格の事前公表を試行するものとする。

(対象工事等)

第4条 予定価格の事前公表は、競争入札を行うものであって、次の各号のいずれかに該当する工事(以下「事前公表試行工事」という。)について行うものとする。

- (1) 条件付き一般競争入札を実施する工事
- (2) 総合評価方式により落札者を決定する工事
- (3) 設計金額300万円以上1,000万円未満の工事

(公表の方法)

第5条 予定価格の事前公表は、条件付き一般競争入札に係る予定価格にあつては地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び規則第27条の規定による公告(以下「公告」という。)、指名競争入札に係る予定価格にあつては規則第41号(以下「入札通知書」という。)の規定による通知書に当該予定価格を記載して行うものとする。

(工事費内訳書の提出等)

第6条 事前公表試行工事に係る入札に参加する者は、入札執行の際に、入札書に記載する金額の積算根拠を示す書面(以下「工事費内訳書」という。)及び積算根拠のわかる資料を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により提出された工事費内訳書及び積算根拠のわかる資料は、返却しないものとする。

(入札書の提出回数等)

第7条 事前公表試行工事に係る入札は1回とする。

(入札の辞退)

第8条 建設業者は、見積の結果、予定価格未満の価格で入札することができないと判断する場合は、当該入札の参加を辞退することができる。

(指名停止等)

第9条 第3条の規定によりで公表する予定価格の額を超える金額で入札した場合は、入札に対する不誠実な行為とみなし、当該建設業者に対し指名停止等の措置を行うことができるものとする。

附 則(平成19年11月7日告示第58号)

この告示は、平成19年11月7日から施行する。

附 則(平成31年3月15日告示第49号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する

